2026年11月13日

各　位

会 社 名　　株式会社第四北越フィナンシャルグループ
代表者名　　代表取締役社長　殖栗 道郎
（コード番号：7327　東証プライム）
問合せ先　　経営企画部長　　三島　康人
電話番号　　(025)　224 － 7111（大代表）

臨時株主総会の開催および目的事項の決定ならびに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年８月28日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2026年９月30日を基準日として臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する旨をお知らせしておりましたが、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会の開催日時、開催場所および目的事項（決議事項）ならびに定款の一部変更について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．本臨時株主総会の開催日時、開催場所および目的事項等について

（１）開催日時および場所

日　　時　　2026年12月23日（水）　午前10時
場　　所　　新潟市中央区東堀前通七番町１０７１番地１
第四北越銀行本店２階　だいしほくえつホール

（２）目的事項

（決議事項）　第１号議案　株式交換契約承認の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　監査等委員でない取締役６名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

※株式交換については、2026年３月26日付「株式会社群馬銀行と株式会社第四北越フィナンシャルグループの株式交換による経営統合に関する最終合意について」をご参照ください。

２．定款の一部変更について

（１）変更の理由

本臨時株主総会において株式会社群馬銀行（以下「群馬銀行」といいます。）との株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に関する第１号議案「株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決され、2026年12月23日に開催予定の群馬銀行の臨時株主総会においても本株式交換が承認可決されますと、当社と群馬銀行との本株式交換の効力発生日に、群馬銀行が当社の完全子会社となり、新金融グループ「群馬新潟フィナンシャルグループ」が発足することになります。これに伴い、群馬新潟フィナンシャルグループの発足に向け、当社の商号、本店所在地を変更するとともにその他必要な当社定款の一部を変更（以下「本定款変更」といいます。）いたします。

なお、本定款変更は、第１号議案「株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日（2027年４月１日予定）に効力が生じるものといたします。

（２）変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更箇所）

現行定款	変更案
（商号） 第１条　当会社は、株式会社第四北越フィナンシャルグループと称する。英文では、Daishi Hokuetsu Financial Group, Inc.と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、株式会社群馬新潟フィナンシャルグループと称する。英文では、Gunma Niigata Financial Group, Inc.と表示する。
第２条　（条文省略）	第２条　（現行どおり）
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を新潟県新潟市に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。
第４条　（条文省略）	第４条　（現行どおり）
（公告方法） 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、新潟日報および日本経済新聞に掲載して行う。	（公告方法） 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、上毛新聞、新潟日報および日本経済新聞に掲載して行う。
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、600,000,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、1,200,000,000株とする。
第７条～第13条　（条文省略）	第７条～第13条　（現行どおり）
（招集権者および議長） 第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。 2.　取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	（招集権者および議長） 第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、取締役会長がその議長となる。 2.　取締役会長または取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、それぞれ、他の取締役が招集し、または議長となる。
第15条～第39条　（条文省略）	第15条～第39条　（現行どおり）

なお、当社の新たな本店所在地は、以下のとおりです。

東京都千代田区丸の内１丁目８番２号　鉄鋼ビルディング

（注）　株式会社第四北越銀行本店（新潟県新潟市）および群馬銀行本店（群馬県前橋市）の所在地に変更はありません。

（３）変更の日程

本定款変更のための臨時株主総会開催日（予定）　2026年12月23日（水）

本定款変更の効力発生日（予定）　2027年４月１日（木）

以 上

【米国証券法について】

第四北越フィナンシャルグループは、本経営統合が行われる場合、それに伴い、Form F-4 による登録届出書をＳＥＣに提出することを予定しています。Form F-4 を提出することになった場合、Form F-4 には、目論見書（prospectus）およびその他の文書が含まれることになります。Form F-4 が提出され、その効力が発生した場合、本経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である株主総会の開催日前に、Form F-4 の一部として提出された目論見書が、群馬銀行の米国株主に対し発送される予定です。Form F-4 を提出することになった場合、提出される Form F-4 および目論見書には、両社に関する情報、本経営統合およびその他の関連情報などの重要な情報が含まれます。かかる目論見書が配布される米国株主におかれましては、株主総会において本経営統合について議決権を行使される前に、本経営統合に関連してＳＥＣに提出予定の Form F-4、目論見書およびその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。本経営統合に関連してＳＥＣに提出される全ての書類は、提出後にＳＥＣのホームページ（www.sec.gov）にて無料で公開されます。なお、かかる資料につきましては、お申し込みに基づき、無料にて提供いたします。送付のお申し込みは、下記記載の連絡先にて承ります。

会社名：　株式会社第四北越フィナンシャルグループ
住所：　新潟県新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地１
電話：　025-224-7111

将来見通しに関する注意事項

本書類には、上記の群馬銀行と第四北越フィナンシャルグループの間の経営統合およびその結果にかかる将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来に関する記述は、「見込みます」、「目指します」、「します」、「リスク」、「可能性」もしくはこれらと同様の表現、または戦略、目標、計画、意図などに関する説明という形で示されています。様々な要因に影響を受けて、両社の実際の業績は本書面に述べられている将来に関する記述と大きく異なってくる可能性があります。

両社は、本書類の日付後において、将来見通しに関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆さまにおかれましては、今後の日本国内における公表およびＳＥＣへの届出において両社（または統合後のグループ）の行う開示をご参照ください。

なお、上記のリスク、不確実性およびその他の要因の例としては、以下が含まれますが、以下に限定されるものではありません。

- 本経営統合に必要な株主総会の承認が得られないこと
- 本経営統合に必要とされる許認可が得られないこと、またはその他本経営統合の完了の条件が充足されないこと
- 両社に適用される法制度、会計基準または経営環境の変化が及ぼす影響
- 両社の事業戦略を実行する上での課題
- 金融市場の不安定性を含む一般的経済状況または業界状況の変化が及ぼす影響
- 本経営統合の遂行に関するその他のリスク